

2021年8月19日

**令和3年8月11日からの大雨による災害等の被害を
受けた方々へのご支援について【第9報】**

令和3年8月11日からの大雨による災害等により、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧にお役立ていただくため、災害救助法適用による市町村にお住まいのお客様に対し、お届出印鑑の喪失等の被害について、可能な限りの便宜を図り、全面的に支援させていただきます。

【災害救助法適用市町村】

※令和3年8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、全国で6県21市町村に災害救助法の適用を決定した。

長野県 : 岡谷市 諏訪市 上伊那郡辰野町 木曾郡上松町 木曾郡王滝村 木曾郡木曾町

島根県 : 江津市 邑智郡川本町 邑智郡美郷町

広島県 : 広島市(全区) 三次市 安芸高田市 山県郡北広島町

福岡県 : 久留米市 八女市 みやま市

佐賀県 : 武雄市 嬉野市 杵島郡大町町

長崎県 : 雲仙市 南島原市

[\(内閣府ホームページ\)](#)

また、お困りの点やご不明な点がございましたら、各本支店またはいちよしダイレクト<フリーダイヤル 0120-039-144>までお問い合わせ下さい。

役職員一同、被災地の皆様のご健康及び被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

以 上